

災害時における環境調査に関する協定書

山形県（以下「甲」という。）と一般社団法人山形県計量協会（以下「乙」という。）とは、災害時における環境調査に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時において化学物質等が環境中に漏えいしたことなどにより必要となった環境調査業務に関し、甲が乙に対して協力を求めるにあたり必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において「化学物質等」とは、人の健康や環境に影響を及ぼし、又は及ぼすおそれのある物質、その他甲が必要があると認めるものとする。

（要請）

第3条 甲は、災害時における環境の調査を行うために乙の協力を得る必要があるときは、乙に対して協力を要請する。

2 前項の規定による甲の要請は、様式第1号により文書で行う。ただし、文書による要請ができない事情があるときは、口頭又は電話等により要請した後、速やかに文書を送付するものとする。

（業務の内容）

第4条 この協定により、甲が乙に対し協力を要請する環境調査業務は、次のとおりとする。

- (1) 水、大気及び土壤等の試料の採取
- (2) 採取した試料の測定及び分析
- (3) 調査地点周辺状況の情報収集
- (4) 前各号に掲げるもののほか、甲が特に必要と認める事項

（業務の実施）

第5条 乙は、甲から第3条の規定により協力要請を受けたときは、可能な限りこれに応ずるものとし、乙の環境計量証明部会に所属する会員（以下「会員」という。）に対し第4条に規定する環境調査業務を他に優先して実施させるものとする。

2 乙は、環境調査業務を実施させる会員を定めたときは、甲に速やかに報告するものとする。

（環境調査結果の報告）

第6条 乙は、第4条に規定する環境調査の結果について、環境調査終了後直ちに電子メール等により甲に報告するものとする。ただし、これらにより報告することができない事情があるときは、口頭又は電話等により連絡した後、速やかに文書を送付するものとする。

（業務完了報告）

第7条 乙は、第5条に規定する業務を終了したときは、様式第2号により報告するものとする。

(費用の負担)

第8条 第5条の規定により乙の会員が実施した業務に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の費用は、災害時直前における適正価格を基準として、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(会員の協力体制の整備)

第9条 乙は、甲に円滑に協力できるよう、会員の調査・分析体制を把握し、あらかじめ甲に報告するとともに協力体制及び情報等伝達体制の整備に努めるものとする。

2 甲は、必要と認めるときは、前項の調査・分析体制について乙に報告を求めるができるものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めるもののほか、必要な事項については、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、締結の日からその効力を有するものとし、甲若しくは乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続するものとする。

この協定を証するため本書2通を作成し、甲乙各1通を保有するものとする。

平成27年6月29日

甲 山形市松波二丁目8番1号
山形県知事 吉村美栄子

乙 山形市松栄二丁目2番1号
一般社団法人山形県計量協会
会長 小林信治

平成 年 月 日

一般社団法人山形県計量協会

会長 ○ ○ ○ ○ 様

山形県知事 ○ ○ ○ ○

災害時における環境調査の協力要請書

災害時における環境調査に関する協定書第3条により、下記のとおり協力を要請します。

記

災害の状況及び協力を要請する事由	
調査地点	
調査内容	
調査期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
その他参考となる事項	

【担当・報告先】

担当 環境エネルギー部水大気環境課 担当者：
連絡先 電話：023-630- (直通) 携帯：
FAX：023-630- E-mail：

平成 年 月 日

山形県知事 ○ ○ ○ ○ 殿

一般社団法人山形県計量協会
会長 ○ ○ ○ ○

災害時における環境調査業務完了報告書

災害時における環境調査業務が完了したので、災害時における環境調査に関する協定書
第7条に基づき報告します。

記

調査地点	
調査内容及び 調査結果概要	別添のとおり。
調査期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
調査に要した人員、 車両、資機材等	別添のとおり。
その他参考 となる事項	

【担当者・連絡先】

担当

連絡先 電話： (直通) 携帯：
FAX： E-mail：